伊勢市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年伊勢市条例第87号)による一人親家庭 等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	伊勢市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年伊勢市条例 第87号)による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年伊勢市条例第32号)別表第1の3の項伊勢市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年伊勢市条例第87号)による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十 九号)第1条	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年11月1日条 例第87号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(母子家庭等)及び寡婦の福祉に関する原理を 明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生 活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭 等及び寡婦の(福祉を図る)ことを目的とする。	第1条 この条例は、障害者、(一人親家庭等の母、一人親家庭等の 父、一人親家庭等の児童)、こども及び寡婦の医療費の一部 を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、 もって(福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		伊勢市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年11月1日条例第87号) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年 11月1日伊勢市規則第58号)

事務1			
	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第1項	
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	一人親家庭等の医療費助成の受給資格の認定にかかる事実に ついての審査に関する事務	
特定個人情報1	特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号口	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項4号伊勢 市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項第2 号	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第2項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	一人親家庭等の医療費助成の受給資格の更新にかかる事実に ついての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号口	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項4号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項 第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第10条
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	一人親家庭等の医療費助成の受給資格の変更にかかる事実に ついての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号口	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項4号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項 第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係 る事実についての審査に関する事務	一人親家庭等の医療費助成の受給資格の認定にかかる事実に ついての審査に関する事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/12	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/3	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/4	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/15	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

事務5		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第2項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係 る事実についての審査に関する事務	一人親家庭等の医療費助成の受給資格の更新にかかる事実に ついての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/12	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号//3	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/4	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第10条	
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認 定に関する事務	一人親家庭等の医療費助成の受給資格の変更にかかる事実に ついての審査に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	

特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号/12	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	
特定個人情報4			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報	
特定個人情報5			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める特定個人情 報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	
備考			

届出日	2023年10月13日
独自利用事務の対象者	一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2015年10月20日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	22
保護評価書の名称	伊勢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%BC%8A%E5%8B%A2%E5%B8%82&ev_name= %E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E3%81%AE&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3 &opn_date_from_month=8&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=11&opn_da te_to_day=13&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.